

議員提出議案第2号

地方の道路整備の推進に関する意見書の提出について
標記のことについて、下記のとおり意見書を提出する。

平成29年10月4日提出

提出者	八幡浜市議会議員	樋田	都
同	同	河野	裕保
同	同	西山	一規

記

地方の道路整備の推進に関する意見書

道路は、地域経済の活性化や住民生活の安全・安心を確保するための最も基本的かつ重要な社会資本の一つである。

しかしながら、愛媛県は地形・地質的特性から、全国に比べて大幅に遅れており、とりわけ周辺市町においてはなおさらであり、八幡浜市民からも道路整備を求める多くの声が寄せられている。

また、当地域では、近い将来高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震が懸念される中、隣接する伊方町には四国で唯一の原子力発電所である四国電力伊方発電所が立地していることから、大規模災害等に備えた防災・減災対策及び万が一の原発事故時の広域避難・救援道路として大洲・八幡浜自動車道をはじめとする高速道路ネットワークの整備は喫緊の課題である。さらに、厳しい財政状況の中、中山間地域の生活維持、救急搬送等に必要な道路の整備のほか、市民がこれからもずっと安心・安全に暮らしていくための基幹的な道路整備や計画的な老朽化対策など、緊急的に対応すべき多くの課題を抱えている。

地方創生を実現するためには、これらの課題を着実に克服し、既存の道路を最大限に活用するとともに、必要な道路整備を着実に進め、経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発現させる必要がある。

このような中、国では「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等の嵩上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされている。

しかしながら、嵩上げは平成29年度までの時限措置であり、来年度以降の補助率等の実質的な低減は、迅速かつ着実な道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生の実現に大きな影響を与えることが懸念される場所である。

よって、国におかれては、本市の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路関係予算全体の拡大はもとより、「道路財特法」の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続することに加え、必要な道路整備の推進が図られるよう、更なる補助制度の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

愛媛県八幡浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官